

平成 2 1 年度学校教育における指導の重点

(頁)

石川の学校教育振興ビジョン	-----	1
学校教育指導の重点	-----	1
H 2 1 各校種等の指導の重点		
1 幼稚園教育指導の重点	-----	2
2 小・中学校教育指導の重点	-----	3
3 高等学校教育指導の重点	-----	4
4 特別支援学校教育指導の重点	-----	5
生徒指導の重点	-----	6

石川の学校教育振興ビジョン

(1) 基本理念

「いしかわ」の大地と人に学び、
未来を拓くたくましい力をはぐくむ

(2) めざす人間像

確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間

これからの社会では、多様な価値観やライフスタイルが認められると同時に、人々がその個性や創造性を存分に発揮して活力ある社会を作り上げることが求められてきます。

そのため、生涯学び続ける意欲に満ち、基礎的・基本的な能力を培いながら、自ら学び自ら考え、それらを総合し、主体的に判断する力を身に付けることを基盤として、自らの資質を生かし、個性や創造性をさらに伸ばすことのできる人間であることが求められます。

責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

今日の社会は、多様な人生観や価値観をもつ人々から成り立っており、またグローバル化の進展に伴い、人種、文化、言語等の異なる人々が互いに大きな影響を与え合うようになっています。

そのため、社会のルールやモラルを重んじつつ、自らの課題の解決に向け積極果敢に行動し、その結果に責任をもつとともに、互いに相手を理解し、敬意と思いやりをもって接することのできる自律的で心豊かな人間であることが求められます。

健康や体力の増進に積極的に取り組む、活力ある人間

充実した人生を送るためには、心と身体が共に健康であることが重要です。

少子高齢社会への移行や核家族化、環境問題の深刻化等が一層進んでおり、また、人々の生活様式も多様化していることから、一人一人が自分の健康や体力を管理し、その維持増進に努める必要があります。

そのため、健康に配慮した生活習慣を身に付け、運動・スポーツに積極的に取り組むとともに、安全で快適な生活環境づくりを進める人間であることが求められます。

ふるさとに誇りを持ち、広い視野にたって社会に貢献する人間

情報化や国際化の進展、経済のグローバル化や産業構造の転換など、時代や社会がますます急激に変化することが予想され、新しい事態に柔軟に対応するための資質や能力が求められています。その一方で、「ローカルはグローバルに通じる」とも、「地方の時代の到来」ともいわれる今日、自らの住む地域の伝統や文化を大切にし、住みよいまちづくりに積極的にかかわることも重要です。

そのため、自らの住むふるさとの自然や歴史・伝統・文化に学び、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもつとともに、それを通して日本人としての自覚を深め、真の教養を身に付けた広い視野にたって活躍できる人間であることが求められます。

学校教育指導の重点

「石川の学校教育振興ビジョン」の「めざす人間像」の達成に向けて、学校教育指導の重点を次のように定める。

- (1) 基礎・基本を大切にし、一人一人の個性と創造性を伸ばす教育に努める。
 - ・校長のリーダーシップのもと、地域や生徒の実態を踏まえた教育目標の設定や全教職員の創意工夫による教育活動を展開し、魅力ある学校づくりに努める。
 - ・コミュニケーション能力の基盤となる国語力を養い、自らの考えを的確に相手に伝える表現力と相手の考えを正確に把握する理解力を育てる。
 - ・児童生徒の自由な発想を大切にし、発見する喜びや創る喜びなどを得る体験的な活動を通して、科学に対する興味・関心を高め、科学的なものの見方や考え方などの豊かな科学的素養を育てる。
 - ・身に付けた知識や技能を総合して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力を育てるとともに、発展的な学習を通して、個性や創造性を育てる。
 - ・児童生徒の興味・関心、個性・能力などに応じた指導や、児童生徒の実態に即した教材の開発などを通して、学ぶ楽しさや喜びを実感する「わかる授業」を展開して、学習意欲を高め、学力の一層の向上に努める。
- (2) 豊かな情操と人を思いやる心豊かな子どもの育成に努める。
 - ・美しいものに感動する心や他人を思いやる心、生命を尊重する心、困難に打ち勝つたくましい精神力、責任を重んずる心などの豊かな感性や人間性を育てる。
 - ・家庭や地域社会との連携を深めながら、児童生徒の発達段階に即して、基本的な生活習慣や規範意識、社会生活を営む実践的な資質・能力を育てる。
 - ・身近な自然や地域社会の中での様々な体験活動を通して、自然を愛し、環境を大切にする心を育てる。
 - ・ボランティア活動への理解を、体験的・実践的な活動を通して深めるとともに、ボランティア活動や奉仕的活動に積極的に参加する態度を育てる。
 - ・学校の教育活動全体を通して、人権尊重の精神を培い、偏見や差別をなくし、互いに助け合い尊重し合う望ましい人間関係を築こうとする実践力を育てる。
- (3) 自らの健康や体力の維持増進を図ることのできる子どもの育成に努める。
 - ・教育活動全体を通して、心身の調和的発達を促し、進んで体力の向上を図り、強い意志を養うとともに、生涯にわたって運動・スポーツに親しむ態度や習慣を育てる。
 - ・生涯にわたって健康な生活を送るための知識や技能を身に付け、児童生徒自らが日常生活の中で実践していくことのできる態度や能力を育てる。
- (4) 石川の文化や風土を生かしながら、ふるさとに誇りをもつ子どもの育成に努める。
 - ・地域の豊かな自然や文化、歴史遺産等の良さを学ぶ「ふるさと学習」を教育活動の様々な場面に積極的に取り入れるとともに、地域教材の開発に努める。
 - ・自然体験や社会体験、ものづくりなどの様々な体験活動を通して、ふるさとへの興味・関心を高め、郷土を知り、郷土を愛する心や誇りに思う心を育てる。
 - ・本県が有する豊かな自然や重厚な歴史、風格ある文化の学習を通して、日本人としての自覚を深め、我が国の文化や伝統を理解し、尊重する態度を育てる。

- 1 幼稚園教育指導の重点

平成21年度においては、新幼稚園教育要領（平成20年3月28日告示）に基づく教育課程の編成，実施に当たることから，その趣旨や内容を十分に踏まえた教育を推進する。

【新幼稚園教育要領の基本的な考え方】

- (1) 幼稚園から小学校への円滑な接続を図るため，規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実するとともに，幼稚園と小学校の連携を推進すること
- (2) 幼稚園と家庭における生活の連続性を踏まえた教育を推進するため，幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育への理解を深める活動を充実すること
- (3) 預かり保育や子育ての支援の充実を図ること

1 特色ある幼稚園づくりの推進

「環境を通して行う教育」を基本として，創意工夫を生かした特色ある幼稚園づくりに努める。

- ・ 幼児の主体的な活動が十分確保されるよう，幼児理解に基づき，幼児が好奇心や探究心をもってかかわれる環境づくりを推進する。
- ・ 遊びを中心とした様々な経験を通して，一人一人の幼児の発達の特性に応じた指導を行い，幼児の総合的な発達を実現する。
- ・ 幼稚園や地域の実態等に即して，創意工夫を生かした教育課程を編成する。

2 教育環境・教育内容の充実

豊かな生活体験を通して自我の形成を図り，「生きる力」の基礎を培うため，教育環境・教育内容の充実を図る。

- ・ 協同する（幼児同士が共通の目的を生み出し，協力し，工夫して実現する）経験を重ねる中で，好奇心や探究心を育て，言葉による伝え合いができる場の工夫から，思考力の芽生えを培う。
- ・ 他者とのかかわりの中で，相手を尊重する気持ちや規範意識の芽生え，自分の気持ちを調整する力等を培う。
- ・ 幼児が興味・関心を持って積極的にかかわれるような自然体験，生活体験などを重視する。

3 保育所・小学校等との連携

小学校との相互理解に努め、幼稚園から小学校への円滑な接続を図るとともに、保育所との連携を推進する。

- ・幼稚園教育と小学校教育の独自性と連続性について相互理解を深め、円滑な接続を図る。
- ・幼児と児童の交流の機会、保育士や小学校教師との意見交換や合同の研究の機会を設ける。

4 子育ての支援の充実

家庭や地域社会との連携を強化するとともに、多様なニーズに対応した幼稚園運営の弾力化を推進する。

- ・幼児が安心して過ごせるよう、教職員と保護者の信頼関係を築き、幼稚園教育に対する保護者の理解を深める。
- ・子育て相談、情報や交流の機会の提供等、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすように努める。

- 2 小・中学校教育指導の重点

平成21年度から新学習指導要領（平成20年3月28日告示）への移行期間となることから，その趣旨や内容を十分に踏まえるとともに，学力調査や体力調査等の結果を生かした教育を推進する。

【新学習指導要領の基本的な考え方】

- (1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ，「生きる力」の育成を図ること
- (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
- (3) 道徳教育や体育などの充実により，豊かな心や健やかな体を育成すること

1 基礎的・基本的な知識・技能の定着

指導目標を明確にし，各教科の基礎的・基本的な知識・技能の定着を重視した指導法の工夫改善に努める。

- ・ 児童生徒の学習への関心・意欲を高める指導改善に努めながら，教科の目標及び内容を的確に把握し，基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。
- ・ 反復学習などの繰り返し学習や教材・教具，教育機器等の効果的な活用など，教科の特性や児童生徒の発達の段階に応じた指導を充実する。
- ・ 指導目標に即して，児童生徒一人一人の学習状況を的確に評価し，指導法の工夫改善に生かすように努める。

2 活用力の育成

児童生徒の「活用力（知識・技能を活用して，課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等）」を育成する指導法の工夫改善に努める。

- ・ 情報の読み取りやレポートの作成，論述といった各教科の知識・技能を活用する学習活動，問題解決的な学習や探究的な活動を充実する。
- ・ 国語科だけでなく，各教科の学習において，「読むこと」「書くこと」を重視した学習活動を充実させ，思考力・判断力・表現力等の基盤となる言語の能力を高め，「活用力」を育成する。

3 個に応じた指導の一層の充実

児童生徒一人一人の個性を尊重し、個に応じた指導の工夫改善を図り、自ら学ぶ力の育成に努める。

- ・個に応じたきめ細かな指導の充実を図るために、一斉授業における指導の工夫改善に加え、効果的な習熟度別少人数指導を推進する。
- ・一人一人の児童生徒が主体的に学習に取り組み、達成感が得られるような「わかる授業」の実施に努める。

4 道徳教育の充実

児童生徒の発達の段階を踏まえ、豊かな心をはぐくむ道徳教育の充実に努める。

- ・児童生徒の発達の段階や実態等を踏まえ、学校における道徳の重点目標を明確にし、自律心や規範意識、生命を尊重する心など、児童生徒の道徳性の醸成に努める。
- ・道徳教育が、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて実施されるよう、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を確立し、組織的・計画的な取組を推進する。
- ・道徳の授業公開や、保護者・地域の人々の積極的な参加や協力を得ることにより、学校と家庭・地域が連携・協力した道徳教育を実践する。

5 体育・健康に関する指導の充実

「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成」、 「健康の保持増進」及び「体力の向上」を図り、明るく豊かな生活を営む態度の育成に努める。

- ・生涯スポーツの基礎づくりと体力の向上の観点を重視し、系統性、発展性を踏まえ、身に付けさせたい内容を明確にした上で、指導計画の工夫改善に努める。
- ・運動の特性にふれる楽しさや喜びを味わわせ、個に応じた指導の充実を図る。
- ・健康を保持増進する実践力が身に付くように、体験的・実践的な学習を展開するなど、指導法の工夫改善に努める。

- 3 高等学校教育指導の重点

平成21年度においては、現行学習指導要領（平成11年3月告示，平成15年12月一部改正）に基づく教育課程の編成・実施に当たることとなるが、新学習指導要領（平成21年3月9日告示）の趣旨を十分に踏まえた教育を推進する。

【新学習指導要領の基本的な考え方】

- (1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」の育成を図ること
- (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
- (3) 道徳教育や体育などの充実により，豊かな心や健やかな体を育成すること

1 創意工夫ある教育課程の編成・実施

地域や学校，生徒の実態等に応じて，創意工夫ある教育課程を編成し，特色ある教育を展開する。

- ・学校の教育目標を達成するため，重点を置くべき事項を明らかにし，生徒の発達の段階や学習の系統性・適時性を考慮して，教育課程を編成する。
- ・学習指導要領を遵守し，科目の目標や内容を踏まえたシラバスを全科目において作成・活用することにより，意図的・計画的な学習指導を行う。
- ・学校の教育活動の方針について，家庭や地域に十分説明し，理解を得るとともに，学校評価等を通じて生徒や保護者，地域の期待や意向を把握し，教育活動の不断の改善・充実に努める。

2 個に応じた多様な教育の推進

生徒一人一人の特性を多面的・総合的にとらえ，個性の伸長に努める。

- ・多様化した生徒の興味・関心，能力・適性，進路等に対応し，生徒が自ら選択できるよう，より深く学んだり，より幅広く学んだりする仕組みを整え，一人一人の可能性を引き出せるような教育活動を展開する。
- ・生徒の実態の把握と理解に努め，習熟度別少人数指導など，個に応じたきめ細かな指導を推進することにより，一人一人に確かな学力を身に付けさせる。

3 知識・技能の習得とそれを活用する力の育成

基礎・基本を確実に身に付け、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる資質・能力をもった人間を育成する。

- ・教科・科目の指導に当たっては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する。
- ・生涯学習の基礎を培う観点から、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる指導法を工夫して学習意欲を高め、主体的な学習の仕方を身に付けさせる。
- ・授業のねらいを明確にし、指導内容の精選・重点化と教材の組織化を図るとともに、ICT教材等を活用した「わかる授業」や「魅力ある授業」を展開し、学力の一層の向上に努める。

4 人間としての在り方生き方教育の推進

生徒が自己探求と自己実現を図るために、人間としての在り方生き方に関する教育を、学校教育全体を通じて推進する。

- ・自然との触れ合いや文化体験、「ふるさと学習」における地域社会との交流等、様々な体験活動を積極的に取り入れ、豊かな人間性や社会性をはぐくむ。
- ・キャリア教育の一環として、インターンシップやボランティア活動等の体験的な学習を推進して望ましい勤労観・職業観を養い、自己の進路を主体的に選択・決定できる能力を育成する。
- ・社会の一員としての自覚を促し、生徒の自律心と責任感を高めて、進んで社会的な生活規範を守ろうとする意識や習慣を身に付けさせる。

5 体力の向上と健康の保持増進

生涯を通じて、健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう、自ら運動に親しむ習慣を育成し、体力の向上及び健康の保持増進に努める。

- ・能力や適性に応じて自らの運動課題を解決し、運動の楽しさや喜びを味わうとともに、生涯にわたって運動に親しむ習慣の育成に努める。
- ・保健体育の指導の充実を図ることはもとより、他の教育活動と連携しながら、より積極的に運動に取り組む生徒の育成に努め、体力の向上を図る。
- ・生涯にわたる健康の保持増進を図るため、基礎的・基本的事項を理解させ、自他の生命尊重を基盤として、自らの健康管理ができる実践能力を培うとともに、危機回避能力の育成に努める。

- 4 特別支援学校教育指導の重点

平成21年度から新学習指導要領（平成21年3月9日告示）への移行期間となることから、その趣旨や内容を十分に踏まえ、幼児児童生徒の障害の状態や学校・地域の実情に応じた教育を推進する。

【新学習指導要領の基本的な考え方】

- (1) 幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善を行うこと
- (2) 障害の重度・重複化，多様化に対応し，一人一人に応じた指導を一層充実すること
- (3) 自立と社会参加を推進するため，職業教育等を充実すること

1 創意工夫ある教育課程の編成と特色ある学校づくりの推進

地域や学校，児童生徒の実態等に応じて創意工夫ある教育課程を編成し，地域に開かれた特色ある学校づくりを進める。

- ・地域資源を十分に活用するなど，教師の創意工夫を学校運営に生かすとともに，児童生徒の実態や特性等に応じた教育課程を編成するなど，特色ある教育の創造に努める。

2 一人一人の教育的ニーズへの対応

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し，その持てる力を高め，障害による学習又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため，適切な指導及び必要な支援の充実を図る。

- ・自閉症を含め，幼児児童生徒の障害の多様化に対応した教育課程の編成及び実施に努める。
- ・「個別の教育支援計画」の活用を努め，保護者や地域の関係機関との連携を一層進める。
- ・PDCAサイクルに基づき，「個別の指導計画」を効果的に活用するとともに，評価の工夫・改善を進め，指導の効果を高める。

3 専門性の向上と授業改善の推進

障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うために，教師の専門性の向上に努める。

- ・実践的な校内研修を計画的に実施し，教師の専門性の向上を図る。
- ・校内の授業研究を充実させるなど，授業改善に積極的に取り組み，教師一人一人の指導力の向上を図る。
- ・特別支援学校教諭免許状の取得を進める。

4 職業教育の充実

児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に向け、学校生活全般をとおして進路指導や職業教育の一層の充実を図る。

- ・校内での職業教育のあり方を見直し、外部の人材の積極的な活用を図るなど、キャリア教育の視点を生かした指導の充実に努める。
- ・ハローワークや企業など関係機関との連携を進め、高等部におけるインターンシップの改善充実を図り、生徒の就労促進に努める。
- ・社会生活への移行を見据えた「個別移行支援計画」の活用を促進する。

5 センターの機能の充実

地域の幼稚園、小・中学校及び高等学校等に対する支援の充実を図る。

- ・地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていくために、教師同士の連携協力はもとより、校務分掌や校内組織を工夫し、校内体制の一層の整備を図る。
- ・地域の小・中学校等の要請に応じて、障害のある児童生徒及び担当する教師等に対する相談や情報提供、研修協力等具体的な支援の充実に努める。
- ・地域の多様な相談ニーズに対応できる相談員の専門性を高めるとともに、その育成に努める。

生徒指導の重点

生徒指導は、すべての児童生徒に対して、それぞれの人格のよりよい発達をめざすものである。学校は適切な生徒指導のもと、あらゆる活動を通して児童生徒の自己実現を援助し、自己存在感を与えるように努めなければならない。

したがって、生徒指導とは、一人ひとりの児童生徒の人格の価値を尊重し、個性の伸長を図ると同時に、規範意識を醸成し、現在及び将来において社会的に自己実現ができるような資質や態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導力の育成をめざすものである。

1 生徒指導の機能化

全教職員の共通理解と意志統一を図り、校内指導体制を確立し、すべての教育活動を通して適切に生徒指導の機能化を図る。

- ・校長のリーダーシップのもと、学校の生徒指導方針に基づき、生徒指導計画を作成し、その実践に努める。
- ・全教職員の共通認識のもと、多様な視点を通して児童生徒理解に努め、一致協力して、きめ細かな指導にあたる。
- ・学校の実態に即して生徒指導の三機能を活かし、すべての教育活動の場で生徒指導の充実を図る。
- ・道徳教育を推進し、規範意識をはじめとする社会性の醸成を図る。

2 いじめ・不登校等の未然防止と早期対応

児童生徒理解を深めながら、教師と児童生徒及び児童生徒相互の好ましい人間関係づくりと、いじめを許さない学校づくりに努める。

- ・いじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた教育相談体制を確立するとともに、組織的な取組の充実に努める。
- ・不登校等については、未然防止に努めるとともに、教育支援センター等の関係機関との連携を図りながら指導・支援の充実に努める。

3 ネットトラブルの未然防止と早期対応

掲示板におけるいじめの書き込みや有害サイト等に関わるネットトラブルの未然防止と早期対応に努める。

- ・携帯電話の取扱い等について、学校の実情に応じた校内ルールを設け、指導の徹底を図る。
- ・情報モラルの指導や保護者への啓発活動、ネットトラブルへの適切な対応等が行えるよう、研修の充実を推し進める。

4 家庭・地域・関係機関・校種間の連携強化

学校と家庭・地域及び関係機関並びに幼保・小・中・高校間の連携を一層推進する。

- ・生徒指導方針を家庭・地域及び関係機関に明らかにし、理解と協力を得るとともに信頼関係の確立に努め、連携を図る。
- ・校種間の連携を密にし、生徒指導をはじめとする教育活動の連続性を持たせる。
- ・問題行動への対応や被害防止については、学校・家庭・地域および関係機関が適切に連携・協力し指導にあたる。